

(日本語参考訳) *

JPY LIBOR Tokyo Swap RateのFallbacks – FAQs

ISDAは、2006 ISDA Definitions (以下「**2006 Definitions**」という。)のSupplement第88号、2021 ISDA Interest Rate Derivatives Definitions (以下「**2021 Definitions**」という。)のバージョン3.0において円スワップ・レートに関し行われた変更、2006 Definitions又は2021 Definitionsのいずれかを組み込んでいるレガシー取引のコンファメーションにおいてJPY LIBOR Tokyo Swap Rate Fallback Provisionsを採用するためのTemplate Form of Amendment (以下「**JPY Standalone Fallbacks Amendment**」という。)並びに2006 Definitions又は2021 Definitionsのいずれかを組み込んでいるレガシー取引のコンファメーションにおいてGBP LIBOR ICE Swap Rate, USD LIBOR ICE Swap Rate and JPY LIBOR Tokyo Swap Rate Fallback Provisionsを採用するためのTemplate Form of Amendment (以下「**Combined GBP/JPY/USD Fallbacks Amendment**」という。)(以下「**TSR Fallbacks Documentation**」という。)の検討の一助となるように、頻出質問事項のリストを用意した。本書で用いる大文字から始まる定義されていない英語の用語は、TSR Fallbacks Documentation又は2006 Definitionsにおいて定められた意味を有する。

以下の頻出質問事項は、**TSR Fallbacks Documentation**に関連するすべての論点又は検討事項に関する指針又は説明となることを意図するものではなく、また、そのようにみなされるべきではない。当事者は、**TSR Fallbacks Documentation**を使用し又はこれを組み込む前に、自身が適切と考える法律又はその他の専門家に相談すべきである。ISDAは、ISDAの書式又はその他の書式のいかなる使用についても責任を負うものではない。

概要

JPY LIBOR Tokyo Swap Ratesは、6-month JPY LIBORスワップを参照して算定される。6-month JPY LIBORが恒久的に廃止され又は指標性を喪失すると、JPY LIBOR Tokyo Swap Ratesの運営者としてのRefinitiv Asia Pacific LimitedがJPY LIBOR Tokyo Swap Ratesを公表し続けることは不可能となる。Supplement第88号が公表される前の2006 Definitionsに規定されるJPY LIBOR Tokyo Swap Ratesのフォールバックは、JPY LIBOR Tokyo Swap Ratesの恒久的停止に対応することは想定されていない。そこで、市場参加者は、TSR Fallbacks Documentationを用いることにより、特定のISDA書類にJPY LIBOR Tokyo Swap Ratesのた

* This Japanese translation is for reference only. Although every effort has been made to ensure the accuracy of this translation, due to the differences in grammar and legal terminologies, the possibility that terms or words used in the Japanese translation may have different meanings or connotations from the English original cannot be ruled out. Therefore, this Japanese translation should not be relied upon by any person in making any decision or taking any action. If there exists any difference between the Japanese version and the English version, the English version should govern.

本日本語訳は参考訳であり、英語を原本といたします。本参考訳ではできる限り正確な翻訳を行っておりますが、英語と日本語の間には文法や法的・言語的な概念の違いがあり、それぞれの言語においても1つの語に対して複数の解釈が可能であります。したがって、本参考訳の正確性及び信頼性は保証されるものではありません。原文と本参考訳の間に齟齬がある場合には、原文の内容が優先します。

めの新たなトリガー及びフォールバックを追加することが可能となる。ISDAはまた、市場参加者が特定のISDA書類にGBP LIBOR ICE Swap Rates及びUSD LIBOR ICE Swap Ratesのための新たなトリガー及びフォールバックを追加することを可能にする書類も公表した（質問9（*TSRではないその他のスワップ・レート（GBP LIBOR ICE Swap Rate等）に同様の変更が行われているか?*）を参照）。

質問と回答

以下は、TSR Fallbacks Documentationの基本的な運用及び適用並びに関連する問題について説明するための質問及び回答を記載する。

質問事項の一覧

1. JPY LIBOR Tokyo Swap Rates（以下「**TSRs**」という。）とは何か？
2. 2006 Definitions及び2021 Definitionsにおいて、TSRsは、どのように及びどこで参照され、また使用されるか？
3. なぜ2006 Definitions及び2021DefinitionsにおけるTSRsへの参照が変更されるか？
4. Supplement第88号及び2021 Definitionsバージョン3.0が公表される前の、2006 Definitions及び2021 DefinitionsにおけるTSRsに関する契約上のフォールバックはどのようなものか？
5. TSR Fallbacks Documentationに規定されるTSRsの新たな契約上のフォールバックはどのようなものか？また、それらはどのような過程を経て内容が決定されたか？
6. ISDAは、TSRsに関する新たな契約上のフォールバックをどのように実施したか？
 - a. 2006 Definitionsに対するSupplement第88号（以下「**JPY and USD Fallbacks Supplement**」という。）は何をするものか？
 - b. TSR Fallback Provisions（以下に定義される。）は、2021 Definitionsにおいてどのように実施されるか？
 - c. レガシー取引のコンファメーションにJPY LIBOR Tokyo Swap Rate Fallback Provisionsを採用するためのTemplate Form of Amendment（以下「**JPY Standalone Fallbacks Amendment**」という。）は、何をするものか？
 - d. レガシー取引のコンファメーションにGBP LIBOR ICE Swap Rate, USD LIBOR ICE Swap Rate and JPY LIBOR Tokyo Swap Rate Fallback Provisionsを採用するためのTemplate Form of Amendment（以下「**Combined GBP/JPY/USD Fallbacks Amendment**」という。）は、何をするものか？
 - e. どの書類が、JPY and USD Fallbacks Supplement、JPY Standalone Fallbacks Amendment及びCombined GBP/JPY/USD Fallbacks Amendmentの対象となるか？

- f. TSR Fallback Provisionsの実施前に2021 Definitionsに基づき契約書が作成された取引は、どのように変更することができるか？
7. TSRsに関する新たな契約上のフォールバックはいつ適用されるか？
 8. JPY Standalone Fallbacks Amendment の Annex B は、JPY and USD Fallbacks Supplementには規定されていない追加の文言を含む。これはなぜか？
 9. TSRではないその他のスワップ・レート（GBP LIBOR ICE Swap Rates等）に同様の変更が行われているか？
 10. TSRs、GBP LIBOR ICE Swap Rates及びUSD LIBOR ICE Swap Ratesのフォールバックはなぜ個別に実施されているのか？
 11. IBOR Fallbacks Supplement及びISDA 2020 IBOR Fallbacks Protocolは、なぜTSRsに関する新たなフォールバックを追加していないのか？

質問と回答

1. JPY LIBOR Tokyo Swap Rates（以下「TSRs」という。）とは何か？

TSRsは、1年から40年までの一定のテナーを満期とし、6-month JPY LIBORを参照する固定対変動スワップ取引における固定レグに用いられるレートの仲値を示す指標として設計され、Refinitiv Asia Pacific Limited（以下「Refinitiv」という。）により公表されるベンチマークである。TSRは、日本における各営業日の10時30分及び15時30分（東京時間）に公表され、7つの銀行のパネルから取得される日本証券クリアリング機構により清算されるスワップを代表するクォテーション（これらの銀行からの最高及び最低のクォテーションは考慮されない。）を用いて計算される。TSRsに関する詳細は、Refinitivのウェブサイト（[こちら](#)）において入手可能である。

2. 2006 Definitions及び2021 Definitionsにおいて、TSRsは、どのように及びどこで参照され、また使用されるか？

2006 Definitions及び2021 Definitionsは、TSRsに関する2つのFloating Rate Optionsを定め、これは、主として、コンスタント・マチュリティ・スワップ及びCMS連動デリバティブにおいて変動レートとして使用される。2006 DefinitionsにおけるこれらのFloating Rate Optionsの名称は、TSRsがRefinitivにより運営される前のTSRsの過去の名称を反映し、JPY-TSR-Reuters-10:00及びJPY-TSR-Reuters-15:00である。2021 Definitionsにおいて、これらのFloating Rate Optionsは、JPY-LIBOR TSR-10:00及びJPY-LIBOR TSR-15:00と呼ばれる（以下「**TSR Rate Options**」という。）。

2006 Definitionsセクション13及びセクション18並びに2021 Definitionsセクション17もまた、(i)円スワップションの買主が、Automatic Exercise及びFallback Exerciseの目的でイン・ザ・マネーであるかの判断をするため、並びに、(ii)現金決済スワップション（及びOptional Early Termination又はMandatory Early Terminationが適用されるスワップ取引）（2006 DefinitionsにおけるCollateralized Cash Price、Par Yield

Curve – Unadjusted、Par-Yield Curve – Adjusted又はZero Coupon Yield – AdjustedのいずれかをCash Settlement Methodとして使用するもの)に関するCash Settlement Amountを算定するため(、Settlement RateとしてTSRsを参照する(以下「Settlement Rate Provisions」という。))。

3. なぜ2006 Definitions及び2021 DefinitionsにおけるTSRsへの参照が変更されるか？

上記質問1 (JPY LIBOR Tokyo Swap Rates (以下「TSRs」という。))とは何か?)で説明されるとおり、TSRsに必要な入力データを確保するために6-month JPY LIBORの取引が可能であることが要求される。しかし、2021年3月5日、JPY LIBORの運営者としてのICE Benchmark Administrationを規制する英国金融行動監視機構(以下「FCA」という。)は、2021年12月31日の直後に、6-month JPY LIBORは、当該設定が測定しようとする対象の市場及び経済実態をもはや反映するものではなくなること、そしてその指標性は回復されないことを公表した¹。そのため、市場流動性は、JPY LIBORを参照する金利スワップからJPY TONA (円の翌日物リスク・フリー・レート)を参照する翌日物インデックス・スワップへ移行することが広く予想されており、このことは、6-month JPY LIBORを参照する新たな金利スワップに基づき入手可能な入力データが十分でない(又は全くない)可能性が高いことを意味する。Refinitivは、2021年中はTSRsの公表が継続されるが、裏付けとなるJPY LIBOR金利スワップ活動が停止した場合には、公表は必然的に中止されるとコメントしている²。

従って、RefinitivがTSRsの公表を停止した時に、2006 Definitions並びに2021 Definitionsのバージョン1.0及び2.0に規定される適用あるTSRsの契約上のフォールバックが適用される。しかし、2006 Definitions並びに2021 Definitionsのバージョン1.0及び2.0に規定されるSupplement第88号が公表される前のTSRsにかかるフォールバックは、TSRsの恒久的停止に有効に対応することは想定されていない。詳細は、下記質問4 (Supplement第88号及び2021 Definitionsバージョン3.0が公表される前の、2006 Definitions及び2021 DefinitionsにおけるTSRsに関する契約上のフォールバックはどのようなものか?)を参照。

4. Supplement第88号及び2021 Definitionsバージョン3.0が公表される前の、2006 Definitions及び2021 DefinitionsにおけるTSRsに関する契約上のフォールバックはどのようなものか？

JPY and USD Fallbacks Supplementの公表前、2006 Definitions並びに2021 Definitionsのバージョン1.0及び2.0に基づき適用されるTSRsの契約上のフォールバックは、TSRsがFloating Rate Optionの一部として参照されるか又はSettlement Rateとして参照されるかによって異なる。TSRsの一時的又は恒久的に停止した時、以下が適用

¹ <https://www.fca.org.uk/publication/documents/future-cessation-loss-representativeness-libor-benchmarks.pdf>

² 2021年4月19日付 Tokyo Swap Rate Methodology Consultation (https://www.refinitiv.com/content/dam/marketing/en_us/documents/white-papers/re1384668-ia-whitepaper.pdf) のパラグラフ 5.3 を参照。

される。

- (i) **TSR Rate Options**に規定されるフォールバックは、**Reference Banks**からのクォテーションを必要とする（さらなるフォールバックはない。）。
- (ii) **Settlement Rate Provisions**に規定されるフォールバックは、**Cash Settlement Reference Banks**（**2021 Definitions**における**Settlement Rate Reference Banks**）からのクォテーションを必要とし、提示されるクォテーションの数が3未満の場合、**Calculation Agent**がレートを決定する³。

これらのフォールバックは、**2006 Definitions**を組み込み、**JPY and USD Fallbacks Supplement**の公表前に締結された取引又は**2021 Definitions**バージョン1.0及び2.0を組み込んでいる取引に適用される（これらの取引が、その後、（**2006 Definitions**を組み込んでいる取引に関し）**TSR Fallback Supplement**の条項を組み込むために変更されておらず、又は（**2021 Definitions**を組み込んでいる取引に関し）**2021 Definitions**のバージョン3.0を組み込み若しくは**2021 Definitions**のバージョン3.0において円スワップ・レートに関して行われた変更を組み込むために変更されていない場合に限る。）（下記質問6（*ISDAは、TSRsに関する新たな契約上のフォールバックをどのように実施したか?*）において詳細に説明される。）。

5. **TSR Fallbacks Documentationに規定されるTSRsの新たな契約上のフォールバックはどのようなものか?また、それらはどのような過程を経て内容が決定されたか?**

TSR Fallbacks Documentationは、**Applicable JPY Tenor**（すなわち、**6-month JPY LIBOR**）に関する**JPY LIBOR Index Cessation Effective Date**の後に適用される、**TSRs**の新たな契約上のフォールバックを定める（以下「**TSR Fallback Provisions**」という。）。**6-month JPY LIBOR**に関する**JPY LIBOR Index Cessation Effective Date**は、**2022年1月1日**以降の最初の**London Banking Day**に到来することが予想される。新たなフォールバックは、**GBP LIBOR ICE Swap Rates**に関し**Working Group on Sterling Risk-Free Reference Rates**が提案し、及び、**USD LIBOR ICE Swap Rates**に関し**Alternative Reference Rates Committee**が提案するのと同じの算定方法を基本とし、**Refinitiv**による市中協議を経た上で内容が決定された（こちらを参照）。

TSRsに関する新たなフォールバックは、**2021年7月**に公表された**Refinitiv**の算定方法に関する市中協議結果において**Refinitiv**により確認された計算式を用いて算定される、「**Published JPY TSR Fallback Rate**」となる（こちらを参照）。この式は、以下の入力データを用いる。

- (i) **JPY TONA Swap Rate**（以下「**TONA SR**」という。）
- (ii) **Bloomberg**が公表する**6-month JPY LIBOR**に関する固定スプレッド調整（一定

³ **2021 Definitions** バージョン 1.0 は、**Settlement Rate** の恒久的停止/指標性の喪失について、**Generic Fallback Provisions** を適用する。

の5年の期間における6-month JPY LIBORと複利計算されたTONAとの差の中央値に基づいて計算される)

公表されるJPY TSR Fallback Rateは、運営者が金融商品において使用可能な形式で当該レートを公表する場合にのみ存在する。Refinitivは、プロトタイプ・レートとしてPublished JPY TSR Fallback Rateの公表を開始しており、2022年の初めからプロダクション・ベンチマークとしてPublished JPY TSR Fallback Rateの公表を計画していると述べている⁴。Published JPY TSR Fallback Rateがない場合、「Calculated JPY TSR Fallback Rate」へのさらなるフォールバックが存在する。これは、TSR Fallbacks Documentationに定める式に従いCalculation Agentが当該レートを算定することを要求する。

Refinitivにより提案され、TSR Fallbacks Documentationに組み込まれているTSRのフォールバックに関する算定方法は、6-month JPY LIBORの公表停止又は指標性の喪失後に使用されることが意図されている。6-month JPY LIBORの公表停止又は指標性の喪失の前にTSRが利用不能となった場合、Supplement第88号が公表される前のフォールバック（質問4（Supplement第88号及び2021 Definitionsバージョン3.0が公表される前の、2006 Definitions及び2021 DefinitionsにおけるTSRsに関する契約上のフォールバックはどのようなものか？）において説明される。）が継続して適用される。

6. ISDAは、TSRsに関する新たな契約上のフォールバックをどのように実施したか？

ISDAは、TSRsに関する新たな契約上のフォールバックを組み込むため、当事者が特定のISDA書類にTSRsに関する新たな契約上のフォールバックを追加することを可能にするTSR Fallbacks Documentationを公表した。TSR Fallbacks Documentationは、Supplement第88号（以下「**JPY and USD Fallbacks Supplement**」という。）、レガシー取引のコンファメーションにJPY LIBOR Tokyo Swap Rate Fallback Provisionsを採用するためのTemplate Form of Amendment（以下「**JPY Standalone Fallbacks Amendment**」という。）並びに2006 Definitions又は2021 Definitionsを組み込むレガシー取引のコンファメーションにGBP LIBOR ICE Swap Rate, USD LIBOR ICE Swap Rate and JPY LIBOR Tokyo Swap Rate Fallback Provisionsを採用するためのTemplate Form of Amendment（以下「**Combined GBP/USD/JPY Fallbacks Amendment**」という。）から構成される。ISDAはまた、2021 Definitionsのバージョン3.0にTSRsに関する新たな契約上のフォールバックを組み込んだ。

(a) 2006 Definitionsに対するSupplement第88号（以下「JPY and USD Fallbacks Supplement」という。）は何をするものか？

JPY and USD Fallbacks Supplementは、2006 Definitionsを組み込んでいる2021年11

⁴ 詳細は、Refinitiv のウェブサイト (<https://www.refinitiv.com/en/financial-data/financial-benchmarks/tokyo-swap-rate>) を参照。

月10日以後に締結されるデリバティブ契約の当事者が、TSRsに関する新たなトリガー及びフォールバックを追加することを可能にする。JPY and USD Fallbacks Supplementは、コンファメーションに組み込まれている2006 Definitionsの一部を構成するため、これは当事者による追加の行為を要することなく自動的に生じるものである。JPY and USD Fallbacks Supplementは、いずれも上記質問5 (TSR Fallbacks Documentationに規定されるTSRsの新たな契約上のフォールバックはどのようなものか?また、それらはどのような過程を経て内容が決定されたか?)に記載されるTSRsのフォールバックを組み込むために、(i)2006 Definitionsセクション7.1におけるTSR Rate Options (上記質問2 (2006 Definitions及び2021 Definitionsにおいて、TSRsは、どのように及びどこで参照され、また使用されるか?)に記載される。)並びに(ii)2006 Definitionsセクション13.9及びセクション18.2(f)及び関連条項における該当するSettlement Rate Provisionsを更新することにより、これを行う。JPY and USD Fallbacks Supplementはまた、USD LIBOR ICE Swap Rateに関する新たなトリガー及びフォールバックを定める。「Fallbacks for GBP LIBOR ICE Swap Rate and USD LIBOR ICE Swap Rate」に関するISDA FAQs (こちらで入手可能)を参照のこと。

(b) TSR Fallback Provisionsは、2021 Definitionsにおいてどのように実施されるか?

TSR Fallback Provisionsは、2021 Definitionsバージョン3.0において実施されており、JPY and USD Fallbacks Supplementに含まれるフォールバック条項と実質的に同一である。2021 Definitionsにおいて、Settlement Rate Provisionsはすべてセクション17に定められており、同セクションのみが更新された(2006 Definitionsで、Settlement Rateに関連する2つの条項(セクション13.9及びセクション18.2(f))が更新されたことと異なる。)。TSR Rate Optionsに関する新たなフォールバックは、セクション9のFloating Rate Matrixで言及される実体的な運用文言と共に、Floating Rate Matrixに規定される⁵。

(c) レガシー取引のコンファメーションにJPY LIBOR Tokyo Swap Rate Fallback Provisionsを採用するためのTemplate Form of Amendment (以下「JPY Standalone Fallbacks Amendment」という。)は、何をするものか?

JPY Standalone Fallbacks Amendmentは、当事者が、2021年11月10日前に締結された特定のレガシー取引に、TSRsの新たなトリガー及びフォールバックを相対で追加することを可能にする。新たなフォールバックについての詳細は、上記質問5 (TSR Fallbacks Documentationに規定されるTSRsの新たな契約上のフォールバックはどのようなものか?また、それらはどのような過程を経て内容が決定された

⁵ USD LIBOR ICE Swap Ratesのフォールバックは、TSR Fallback Provisionsが実施されたのと同じ方法で2021 Definitionsにおいて実施され、2021 Definitionsバージョン3.0に定められている。2021 Definitionsバージョン2.0は、GBP LIBOR ICE Swap Ratesに関するフォールバックを組み込んだ。ISDAが公表した「Fallbacks for GBP LIBOR ICE Swap Rate and USD LIBOR ICE Swap Rate」のFAQs (こちら)を参照。

か?)を参照。レガシー取引に関するSettlement Rate Provisionsの変更に関する詳細は、下記質問8 (JPY Standalone Fallbacks AmendmentのAnnex Bは、JPY and USD Fallbacks Supplementには規定されていない追加の文言を含む。これはなぜか?)を参照⁶。

(d) レガシー取引のコンファメーションに**GBP LIBOR ICE Swap Rate, USD LIBOR ICE Swap Rate and JPY LIBOR Tokyo Swap Rate Fallback Provisions**を採用するための**Template Form of Amendment** (以下「**Combined GBP/JPY/USD Fallbacks Amendment**」という。)は、何をするものか?

JPY Standalone Fallbacks Amendmentに関し、上記質問6(c) (レガシー取引のコンファメーションに**JPY LIBOR Tokyo Swap Rate Fallback Provisions**を採用するための**Template Form of Amendment** (以下「**JPY Standalone Fallbacks Amendment**」という。))は、何をするものか?)に記載されるとおり、**Combined GBP/USD/JPY Fallbacks Amendment**もまた、当事者が、2021年11月10日前に締結された特定のレガシー取引に、TSRsの新たなトリガー及びフォールバックを相対で追加することを可能にする。しかし、**Combined GBP/USD/JPY Fallbacks Amendment**は、当事者が、**USD LIBOR ICE Swap Rate Transactions**に関し2021年11月10日前に及び**GBP LIBOR ICE Swap Rate Transactions**に関し2021年8月6日前に締結された特定のレガシー取引に**GBP LIBOR ICE Swap Rates**及び**USD LIBOR ICE Swap Rates**に関する新たなトリガー及びフォールバックを相対で追加することも可能にする。**GBP LIBOR ICE Swap Rates**及び**USD LIBOR ICE Swap Rates**に関しISDAが公表した新たなトリガー及びフォールバックについての詳細は、ISDAが公表した「**Fallbacks for GBP LIBOR ICE Swap Rate and USD LIBOR ICE Swap Rate**」のFAQs (こちら)を参照。

(e) どの書類が、**JPY and USD Fallbacks Supplement**、**JPY Standalone Fallbacks Amendment**及び**Combined GBP/JPY/USD Fallbacks Amendment**の対象となるか?

2006 Definitionsを組み込んでいる、**JPY and USD Fallbacks Supplement**の公表日(2021年11月10日)以後に締結されたすべての新規デリバティブ契約は、**JPY and USD Fallbacks Supplement**により変更され、かつ、補足された2006 Definitionsを組み込む。2021 Definitionsを組み込んでいる、2021 Definitionsバージョン3.0の公表日(2021年11月10日)以後に締結されたすべての新規デリバティブ契約は、**TSR Fallback Provisions**を組み込んでいる。

JPY Standalone Fallbacks Amendment 及び **Combined GBP/JPY/USD Fallbacks Amendment** (以下「**Fallbacks Amendments Agreements**」という。)は、**Fallbacks Amendment Agreements**の当事者により締結された「**Amendment Covered Documents**」

⁶ 当事者が、2021年11月10日前に締結された特定のレガシー取引に**USD LIBOR ICE Swap Rates**の新たなトリガー及びフォールバックを相対で組み込むことを可能にする、別個の変更テンプレート・フォームも、ISDAにより作成された。ISDAが公表した「**Fallbacks for GBP LIBOR ICE Swap Rate and USD LIBOR ICE Swap Rate**」のFAQs (こちら)を参照。

に適用される。「Amendment Covered Documents」は、Fallbacks Amendment Agreementsにおいて定義され、2006 Definitionsを組み込みJPY and USD Fallbacks Supplementの公表日（2021年11月10日）前に締結されたコンファメーション及び2021 Definitionsを組み込み2021 Definitionsバージョン3.0の公表日（2021年11月10日）前に締結されたコンファメーションを含む。とりわけ、これには、2006 JPY LIBOR Swap Rate Confirmations、2006 JPY LIBOR TSRFRO Confirmations、2021 JPY Swap Rate Confirmations及び2021 JPY LIBOR TSR FRO Confirmations（それぞれ、Fallbacks Amendment Agreementsにおいて定義される。）が含まれる（当事者が、これらの該当するコンファメーションに関しTSR Fallback Provisionsが適用されない旨を明示的に定め又はその他書面により合意する場合を除く。）。JPY Standalone Fallbacks Amendmentにおいて特定の個別のコンファメーションが言及されている理由に関する詳細は、下記質問8（JPY Standalone Fallbacks AmendmentのAnnex Bは、JPY and USD Fallbacks Supplementには規定されていない追加の文言を含む。これはなぜか?）を参照。

(f) TSR Fallback Provisionsの実施前に2021 Definitionsに基づき契約書が作成された取引は、どのように変更することができるか?

Fallbacks Amendment Agreementsは、2021 Definitionsのバージョン1.0及び2.0に基づき契約書が作成されたデリバティブ取引に適用される。上記質問6(b)（TSR Fallback Provisionsは、2021 Definitionsにおいてどのように実施されるか?）において説明されるとおり、2021 Definitionsバージョン3.0はTSR Fallback Provisionsを含むため、Fallbacks Amendment Agreementsは、2021 Definitionsバージョン3.0に基づき契約書が作成されたデリバティブ取引に適用されない。Amendment Agreementsは、TSR Fallback Provisionsに関連するバージョン3.0の条項のみをバージョン1.0及び2.0に組み込み、バージョン3.0（バージョン2.0に追加されたTSR Fallback Provisionsに関連しない変更を含む。）の全体を組み込まない。

7. TSRsに関する新たな契約上のフォールバックはいつ適用されるか?

TSR Fallback Provisions（質問5（TSR Fallbacks Documentationに規定されるTSRsの新たな契約上のフォールバックはどのようなものか?また、それらはどのような過程を経て内容が決定されたか?）を参照。）は、6-month JPY LIBORに関しJPY LIBOR Index Cessation Effective Dateが到来した場合に適用される。「JPY LIBOR Index Cessation Effective Date」という用語は、TSR Fallbacks Documentationにおいて定義され、適用あるJPY Tenor（すなわち、6-month）に関するJPY LIBORが通常であれば公表されたであろう日でNon-Representativeとなった又はもはや公表されなくなった最初の日を意味する。6-month JPY LIBORに関するJPY LIBOR Index Cessation Effective Dateは、上記質問3（なぜ2006 Definitions及び2021 DefinitionsにおけるTSRsへの参照が変更されるか?）において記載されるとおり、英国FCAによる2021年5月3日付公表を受け、2022年1月1日以降最初のLondon Banking Dayに到来することが想定される。

JPY LIBOR Index Cessation Effective Dateが到来する前にTSRsが利用不能となる場合、2006 Definitionに規定されるSupplement第88号が公表される前のフォールバック又は2021 Definitionsバージョン3.0が公表される前のフォールバックに基づくフォールバック（上記質問4（Supplement第88号及び2021 Definitionsバージョン3.0が公表される前の、2006 Definitions及び2021 DefinitionsにおけるTSRsに関する契約上のフォールバックはどのようなものか？）に記載される。）が適用される。

8. JPY Standalone Fallbacks AmendmentのAnnex Bは、JPY and USD Fallbacks Supplementには規定されていない追加の文言を含む。これはなぜか？

JPY Standalone Fallbacks AmendmentのAnnex Bは、レガシー・デリバティブ契約に関する2006 DefinitionsにおけるSettlement Rate Provisions（2006 Definitionsセクション13.9及びセクション18.2(f)を含む。）に対する変更を定める。Settlement Rate Provisions（セクション13.9、セクション18.2(f)及び2006 Definitionsの関連条項を含む。）は、2006 Definitionsに対する多くのSupplementにより時の経過と共に変更されてきた（特に、2006 Definitionsに対するSupplement第28号、Supplement第48号、Supplement第58号、Supplement第64号、Supplement第66号、及びSupplement第82号）。そのため、2006 Definitionsを組み込んだレガシー・デリバティブ契約は、それが締結された時期及び適用される2006 Definitionsのバージョンにより、Settlement Rateに関する異なる条項を規定する可能性がある。JPY Standalone Fallbacks AmendmentのAnnex Bは、該当するAmendment Covered DocumentがどのSupplementを組み込んでいるかにより、これらの異なる条項を変更することを可能とする。

これに対し、JPY and USD Fallbacks Supplementは、JPY and USD Fallbacks Supplement が公表された日である2021年11月10日の直前に効力を有する2006 Definitions（すなわち、JPY and USD Fallbacks Supplementの前に公表された2006 Definitionsに対するすべてのSupplementにより変更された、2006 Definitionsの最新バージョン）を更新する。

9. TSRではないその他のスワップ・レート（GBP LIBOR ICE Swap Rates及びUSD LIBOR ICE Swap Rates等）に同様の変更が行われているか？

GBP LIBOR ICE Swap Rates及びUSD LIBOR ICE Swap Ratesに関し、これらのレートの新たなトリガー及びフォールバックを定めるため、同様の変更が行われている。これらの変更に関する詳細は、GBP LIBOR ICE Swap Rates及びUSD LIBOR ICE Swap Ratesに関するISDAのFAQsに記載される（[こちら](#)で入手可能）。

10. TSRs、GBP LIBOR ICE Swap Rates及びUSD LIBOR ICE Swap Ratesのフォールバックはなぜ個別に実施されているのか？

GBP LIBOR ICE Swap Rates のフォールバックにおいて参照されるSONIA ICE Swap Rate、USD LIBOR ICE Swap Ratesのフォールバックにおいて参照されるSOFR swap rate及びTSRsのフォールバックにおいて参照されるTONA SRは、それぞれ異

なる時期に内容が決定された上で公表されているため、TSRs、GBP LIBOR ICE Swap Rates及びUSD LIBORICE Swap Ratesのフォールバックは別個に実施された。時間の都合及びGBP LIBOR ICE Swap Ratesが公表停止されるというICE Benchmark Administration Limitedの公表を受けて、GBP LIBOR ICE Swap Ratesに関するフォールバックが最初に公表された⁷。

11. IBOR Fallbacks Supplement及びISDA 2020 IBOR Fallbacks Protocolは、なぜTSRsに関する新たなフォールバックを追加していないのか？

IBOR Fallbacks Supplementは、2021年1月25日以降に締結された新規デリバティブ契約に新たなフォールバックを追加するため、特定のIBOR Rate Optionsを更新する。ISDA 2020 IBOR Fallbacks Protocolは、同様に、批准当事者が、レガシー・デリバティブ契約に新たなフォールバックを追加するために、IBOR Rate Optionsを変更し又は主要なIBORに対する特定のその他の参照を変更することを可能とする。いずれの場合も、変更はIBORs（LIBORを含む。）のみに適用される。TSRsは、（LIBORに連動する取引に基づくものの）IBORsとは異なるベンチマークであるため、IBOR Fallbacks Supplement又はISDA 2020 IBOR Fallbacks Protocolの対象になっていない。IBORデリバティブに関するフォールバックについての詳細は、ISDAのBenchmark Hubウェブサイトを参照。

⁷ <https://ir.theice.com/press/news-details/2021/ICE-Benchmark-Administration-Publishes-Feedback-Statement-on-the-Consultation-on-the-Potential-Cessation-of-ICE-Swap-Rate-based-on-GBP-LIBOR/default.aspx>